

(案)

令和7年度産業廃棄物実態調査フォローアップ調査業務委託契約書

沖縄県知事（以下「甲」という。）と ○○○（以下「乙」という。）とは、以下の条項により業務委託契約を締結する。

(委託業務の内容及び実施期間)

第1条 甲は、産業廃棄物実態調査フォローアップ調査業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、別冊仕様書に基づき、委託業務を実施するものとする。

3 委託業務の実施期間は、委託契約の日から令和8年3月31日までとする。

(委託料)

第2条 本委託業務の委託料は、¥ 円（うち取引に係る消費税額及び地方
消費税額 ¥ 円）とする。

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、委託業務料に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

(契約保証金)

第3条 沖縄県財務規則第101条第2項第 号の規定に基づき、契約保証金は免除する。

(報告の聴取等)

第4条 甲は必要があるときは、乙に対し委託業務の実施状況について、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(委託業務完了報告書の提出等)

第5条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、委託業務完了報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を審査した結果、必要があると認めた場合には、期日を定めて乙に補正させることができる。この場合において、補正に要する費用は乙の負担とする。

(支払い)

第6条 甲は、前条第1項の報告書を審査した結果、その内容がこの契約の目的を達成していると認めたときは、乙の請求に基づき委託料を支払うものとする。

(案)

(履行遅延)

第7条 乙の責めに帰すべき理由により委託期間満了のときまでに委託業務を完了することができない場合において、甲が履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の遅延利息は、乙の遅延日数に応じ、契約金額に対し年 2.5%の割合で計算した額とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約から生じる権利義務について、第三者に譲渡又は継承、若しくは担保に供してはならない。

(再委託)

第9条 委託業務の再委託を禁止する。ただし、複写、印刷及び製本業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。その場合、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に委託業務の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 乙が第1項の規定に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、委託業務の内容並びに委託業務の処理上知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。ただし、甲乙協議の上、公表することを妨げない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し委託業務の遂行の全部若しくは一部の停止を命じ、又はこの契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) この委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき。

(3) この委託業務を継続する意志がないものと甲が認めたとき。

2 前項の場合において、乙は甲に対し、契約の解除によって受けた損害の補償を請求することができないものとする。

(損害の負担)

第12条 委託業務の実施に際して生じた損害（第三者の及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する理由による場合は、この限りではない。

(案)

(無体財産権の帰属)

第 13 条 委託業務の成果に伴い、又は委託業務の遂行の過程において派生的に生じた著作権等の無体財産権は、甲に帰属する。

(暴力団等の排除)

第 14 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の（個人、法人または団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前項に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、または下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 3 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、または正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。
- 4 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(取得した個人情報の管理)

第 15 条 乙は、委託業務を実施した際に取得した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱については、別記個人情報取扱特記事項を定める。

(案)

3 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(労働関係法令の遵守及び保存)

第 16 条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第 17 条 この契約に必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の解決)

第 18 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して生じた疑義については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(消費税)

第 19 条 消費税及び地方消費税額は税率に変動がある場合は甲乙協議のうえこれを改定する。

(紛争の解決方法)

第 20 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

この契約締結の証として契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保持する。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

氏 名 沖縄県知事 名

乙 住 所

氏 名

(案)

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(案)

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)については自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法(監督責任者の氏名を含む。)

(案)

- 3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。
- 4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

- 第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。
 - 3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
 - 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

- 第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。
- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

- 第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

- 第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は

(案)

報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。